

学校給食配送業務委託仕様書

1. 業務場所等

- (1) 場 所 奈良市都祁友田町1798番地
都祁学校給食センター
- (2) 配送対象校 奈良市横田町199番地の1
奈良市立田原小中学校

2. 業務内容

都祁学校給食センター(以下、「給食センター」という。)で調理した学校給食及び食器類を給食配送車両で対象校へ配送するとともに、配膳等の補助を行い、給食終了後は、使用済みの食器類を給食センターまで回送する。

なお、給食センター及び配送校でのコンテナの積み込み、積み下ろし業務を含むものとする。

3. 委託期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

4. 就業時間

学校給食がある日の午前10時から午後2時まで

なお、配送対象校及び給食センターとの調整のうえ、給食喫食時間に支障を生じることのないようにすること。

5. 給食実施予定回数

小学校、中学校の給食実施日数とする。(125日程度)

但し、校時の都合上、回数等に変更が生じることがある。

6. 配送車両

- (1) 配送車両は、給食センターで管理している車両とする。
- (2) 配送業務終了後は、車両点検等と洗浄をし、給食センターの敷地内に常置すること。
- (3) 車両は、給食センターの給食配送業務以外に使用しないこと。

7. 業務従事者

(1) 業務責任者

①業務全般を掌握し、従事者を指揮監督する責任者を1名選任し、発注者に業務従事者報告書(別紙様式1)を提出すること。責任者を変更するときも同様とする。

②業務責任者は、発注者との連絡調整を行う。

(2) 運転業務従事者

①配送用車両の運転に必要な運転従事者を配置し、発注者に業務従事者報告書(別紙様式1)を提出すること。従事者を変更するときも同様とする。

②従事者は、運転経験を1年以上有すること。また、準中型運転免許を有し、マニュアル車両の運転が可能であること。

③従事者は、業務従事中は白衣及び帽子等を着用すること。なお、従事者が着用する白衣等は受注者が負担し用意すること。

8. 諸事故及び損害賠償

受注者は、本業務の実施中に生じた事故については、速やかに発注者に連絡するとともに、その責任を負うものとする。さらに本業務の実施中に生じた事故及び損害については、受注者が一切の責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、受注者の責任においてその一切を処理するものとする。

9. 事故等緊急時における受託業者の対応

受注者は、事故等緊急事態が発生した場合、また事故等緊急事態に備えて以下を行うものとする。

(1) 事故等緊急時には、受注者は直ちに適切な処置を講じるとともに発注者に報告するものとする。

(2) 不測の事故が避けがたい理由による場合は、発注者と協議の上その後の処理にあたるものとする。

(3) 発生した事故の責が、明らかに受注者に帰すると認められるときは、受注者は責任をもってその処理にあたるものとする。

10. 配送業務従事者の衛生管理及び健康管理

従事者の健康診断を年1回以上実施すること。

検便は、赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 O157について毎月1回以上行い、結果を発注者に提出すること。

11. 従事者の行為に対する責任

- (1) 受注者は、学校給食が教育の一環であることを認識し、従事者について、服装及び態度に十分に注意し、学校給食従事者としての品位を保持するよう指導すること。
- (2) 受注者は、配送業務にあたり、従事者に対して安全教育を実施し、交通規則等を遵守し、安全運転をするよう指導すること。
- (3) 飲酒運転等の防止について、関係法令及び通達に基づき適切な対策を実施することはもとより、従事者について、運行前に酒気帯び等の点検を行うなど、万全を期すこと。また、受注者は、運転担当者が危険薬物、脱法薬物等を一切使用していないことを確認すること。

12. 業務の報告

- (1) 従事者は、日々の運行記録を業務日ごとに作成すること。(運行日報)
- (2) 受注者は、毎月の配送業務完了したときは、配送業務完了届(別紙様式2)及び運行日報を速やかに提出すること。

13. その他

本仕様書に定めのない事項は、発注者と協議を行うこととする。